

# 愛媛県食の安全安心の推進に関する計画

(平成22年2月)

愛媛県

## 目 次

1	これまでの取り組み	1
(1)	えひめ食の安全・安心推進本部の設置	
(2)	取り組みの基本方針	
(3)	えひめ食の安全・安心推進計画	
2	愛媛県食の安全安心推進条例の制定	2
(1)	条例の制定	
(2)	新しい食の安全安心推進体制	
3	計画の位置付け	4
(1)	計画の趣旨	
(2)	計画の位置付け（他の計画等との関係）	
(3)	計画の期間、進行管理	
4	目標（スローガン）	6
5	基本施策	7
(1)	基本施策の考え方	
(2)	基本施策	
6	施策の方向、推進体系	10
(1)	施策の方向の考え方	
(2)	施策の方向の設定	
資料編		
資料1	用語解説（本文中に を付けた用語の解説）	25
資料2	愛媛県食の安全安心推進条例	32
資料3	えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱	40

## 1 これまでの取り組み

### (1) えひめ食の安全・安心推進本部の設置

国内において、平成8年に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件をはじめ、平成12年の汚染脱脂粉乳等による食中毒事件やBSE問題など、食品に関する事件が多発し、消費者の食に対する安全を求める声が高まりました。

このため、国においては、食品の安全性の確保に係る基本的な方針、国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務や役割、食品安全委員会の設置などを定めた「食品安全基本法」を平成15年5月に制定し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することとなりました。

県においても、食品安全基本法第7条に基づき、県内の状況に応じた生産から流通・消費に至る総合的な食の安全安心施策を推進するとともに、食の安全安心に対する危機発生の際の関係部局の相互の連携強化を図ることを目的として、平成15年10月、副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、食の安全安心に関する施策を総合的に推進し、全庁一体となって取り組んできました。

### (2) 取り組みの基本方針

従来、県では、生産から消費に至る各段階で、関係法令に基づく監視・指導等各種施策を実施してきましたが、消費者の食に対する信頼が損なわれる事件が後を絶たず、食の安全安心確保の必要性が急激に高まったことから、推進本部では、関係者（行政、事業者、消費者）がそれぞれの立場で取り組んでいる安全対策を一体となって推進することを目指し、県における食の安全安心確保に向けた「取り組みの基本方針」（以下「基本方針」という。）を掲げ、「県内で消費される食品、県内で生産される食品は安全・安心」という食に対する信頼感を高めることを目的として、この基本方針に沿った取り組みを進めてきました。

#### 取り組みの基本方針

- 1 県民への情報提供を積極的に推進し、食に対する信頼を確保します。
- 2 安全・安心な農林水産物の生産を確保します。
- 3 安全・安心な食品の加工（製造）の指導を充実強化します。
- 4 安全・安心な食品の流通の監視を充実強化します。
- 5 食の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映します。
- 6 民間組織と協働します。

### ( 3 ) えひめ食の安全・安心推進計画

推進本部では、基本方針に沿った取り組みを行うため、平成16年度から、食の安全安心の確保に向けた施策を検討・体系化した「えひめ食の安全・安心推進計画」（以下「旧計画」という。）を作成・公表し、食の安全安心に関する確保対策を推進してきました。

旧計画は単年度毎の計画であり、基本方針に対応した重点項目を設定し、関係部局でこれに対応した事業を実施するものです。

## 2 愛媛県食の安全安心推進条例の制定

### ( 1 ) 条例の制定

県では、基本方針や旧計画等に基づき、推進本部を中心として施策等を実施してきましたが、国内はもとより県内においても、食品関係事業者による不祥事(産地偽装、期限表示偽装等)が相次ぎ、食の安全安心の確保は、県民の最も身近で切実な願いの一つとなってきました。

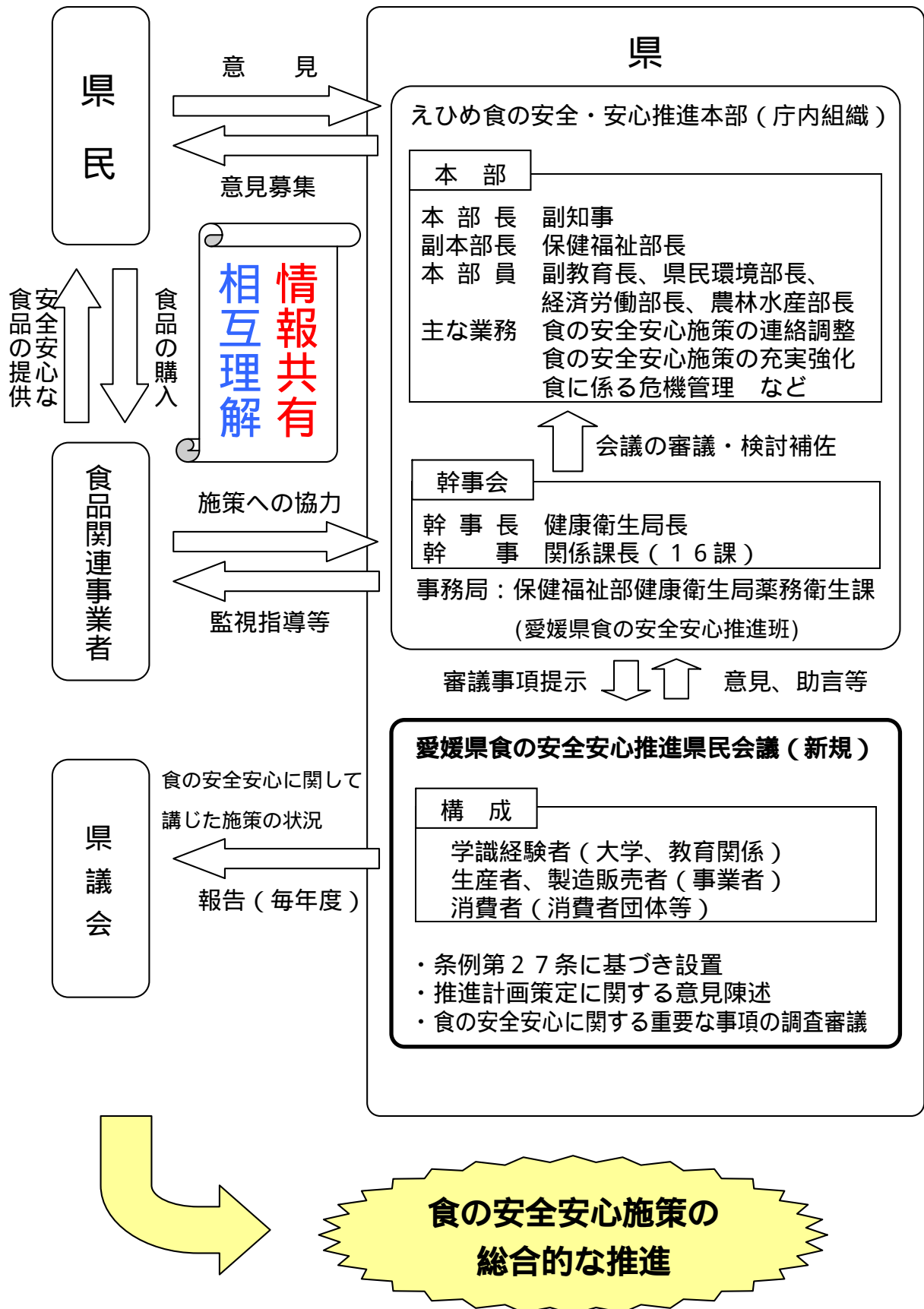
このような中、平成20年12月愛媛県議会において、愛媛県食の安全安心推進条例(以下「条例」という。)が議員提案により成立し、平成21年4月1日から施行されました。

条例では、食の安全安心の推進に関する基本理念、県、食品関連事業者、県民の責務や役割のほか、「食の安全安心の推進に関する計画」（以下「本計画」という。）の策定や食品製造工程の安全性を保障する制度の導入等施策の基本となる事項、自主回収報告制度等施策の推進に関する事項、外部有識者から構成される「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の設置等が定められています。

### ( 2 ) 新しい食の安全安心推進体制

県では、平成15年10月に設置した推進本部に加え、計画の策定など食の安全安心に関する重要事項の調査審議を行うため、条例第27条に基づき、学識経験者等から構成される「愛媛県食の安全安心推進県民会議」を設置するとともに、条例第18条に基づき、これまで以上に県民の皆様の意見を取り入れ、食の安全安心を推進するための各種施策を実施することとしております。

新しい食の安全安心推進体制



### 3 計画の位置付け

#### (1) 計画の趣旨

本計画は、本県の食の安全安心に関する基本的な方向や措置に関する事項、その他必要な事項を総合的かつ計画的に推進するための根幹となるものです。

##### (推進計画の策定)

第11条 知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食の安全安心に関する基本的な方向

(2) 食の安全安心のための措置に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

#### (2) 計画の位置付け（他の計画等との関係）

県では、平成12年に平成22年を目標年次とする「第五次愛媛県長期計画」（以下「長期計画」という。）を策定し、様々な施策事業に取り組んでいるところであり、長期計画の後期5年間のアクションプランである「後期実施計画」において、「食の安全・安心対策の推進」が「優先施策」として位置付けられています。

本計画は、この「食の安全・安心対策の推進」に係る施策を総合的に展開するために策定するものであり、愛媛県食育推進計画、愛媛県食品衛生監視指導計画、愛媛県新農業ビジョン等の他の計画等とも調和を図りながら実施するものです。

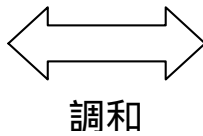
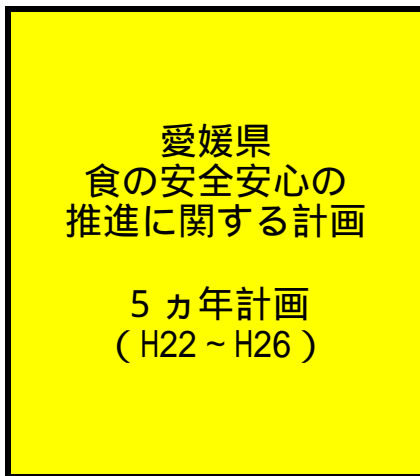
#### (3) 計画の期間、進行管理

本計画の設定期間については、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。ただし、施行後3年目を目途に中間的な見直しを実施するほか、食の安全安心をめぐる社会情勢の変化等により、内容変更の必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

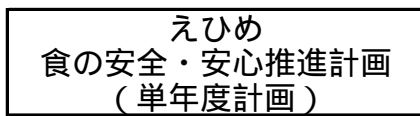
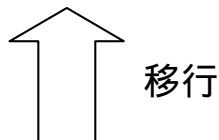
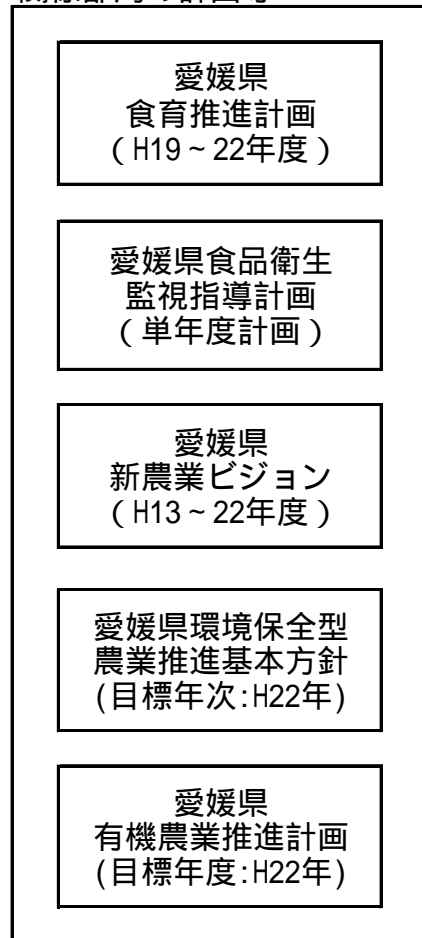
また、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況については、条例第10条に基づき、毎年度県議会に報告するとともに、県のホームページ等により広く県民へ公表します。

計画の位置付け

第五次愛媛県長期計画（後期実施計画）		
優先施策：食の安全・安心対策の推進		
生産段階における リスク管理の強化	食に関する情報提供と リスクコミュニケーションの 実施	食品衛生対策の強化



関係部局の計画等

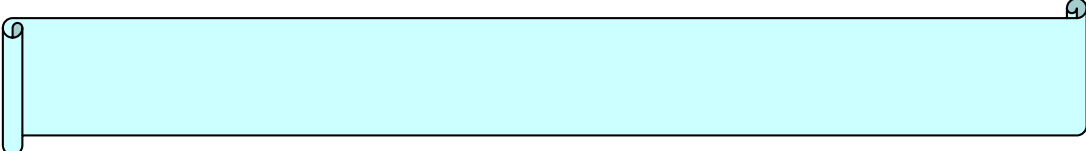


#### 4 目標（スローガン）

条例では、「食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つ」、「将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していくことが不可欠」と謳っています。また、条例の目的として、「県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」と掲げられております。

本計画は、県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた施策が盛り込まれ、これらを推進することにより、県民に「食の安全安心」が将来にわたり実感してもらえるものでなければなりません。

これを踏まえ、本計画の目標（スローガン）を以下のとおり設定しました。



安全安心・豊かなえひめ食文化の継承



## 5 基本施策

### (1) 基本施策の考え方

条例第3条には、食の安全安心施策を進めていく上での「基本理念」が定められており、条例第4条に県の責務として、「基本理念に則り、施策を総合的に策定し、計画的に実施する」こととされています。

本計画では、目標の達成に向けた各種施策の基本的な方向を示すため、基本理念をもとに「基本施策」を設定し、食の安全安心確保対策を推進します。

(基本理念)

第3条 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。

3 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全安心についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食の安全安心に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

### (2) 基本施策

基本施策については、以下の3項目を設定します。

**基本施策 : 正確で分かりやすい情報の提供**

条例第3条第1項では、「食の安全安心に必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより行われなければならない。」と規定されています。

このため、県民の健康保護を第一に考えた食の安全安心施策の推進が不可欠であり、正確で分かりやすい情報を県民へ提供することにより、健康危害の未然防止、さらには食に対する安心感の向上を図ります。

**基本施策 : 生産から消費に至る食の安全安心の確保**

条例第3条第2項では、「食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。」と規定されています。

このため、生産から消費の各段階において、関係部局が連携して監視指導、

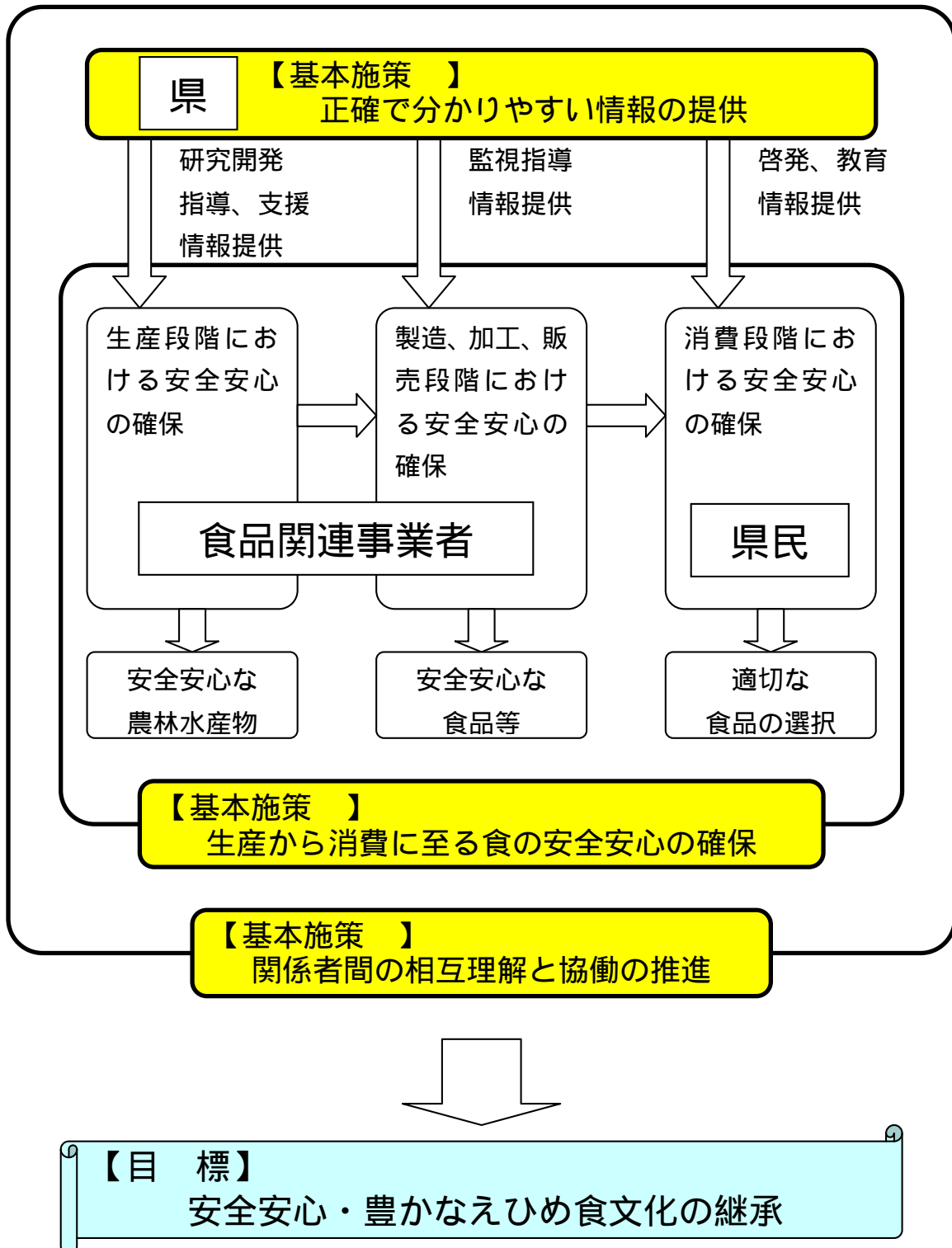
研究開発、情報提供等を実施することにより、食の安全安心の確保を図ります。

**基本施策** : 関係者間の相互理解と協働の推進

条例第3条第3項では、「食の安全安心に必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。」と規定されています。

食の安全安心の推進に当たり、県民の意見の反映、県や事業者からの積極的な情報公開及び関係者間の相互理解等は不可欠であり、相互理解の場の設定や意見を反映しやすい環境づくりを目指します。

# 計画の施策体系概要図



## 6 施策の方向、施策体系

### (1) 施策の方向の考え方

3項目の基本施策に沿って効果的に取組みを推進するため、旧計画との整合性も図りつつ、16の「施策の方向」を設定します。

また、個々の「施策の方向」ごとに、「具体的な取組み」を示すとともに、数値目標として「推進指標」を設定し、県、食品関連事業者、消費者が一体となって推進することにより、食の安全安心を実現します。

### (2) 施策の方向の設定

**基本施策**：正確で分かりやすい情報の提供

食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食の安全に関する適切な措置が行われ、健康への悪影響を未然に防止することは条例の基本理念となっています。これらの措置が適切に行われるためには、県民が正確な情報を入手し、十分理解したうえで判断することが重要です。

このため、消費者の視点に立った正確・迅速な情報収集・提供体制の充実を図ります。

### 施策の方向1：ホームページ等を利用した情報提供の充実

#### 具体的な取組み

#### (1) 食の安全安心総合ホームページの開設

食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ（以下「総合ホームページ」という。）を開設します。

#### (2) メールマガジンの発行

県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックスなどをお知らせするメールマガジンを発行します。

#### (3) 収去検査 結果等の公表

県で実施している収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物などの検査結果を総合ホームページ等で公表します。

#### (4) 食中毒予防に関する情報発信

県民に対し、講習会や県広報誌、総合ホームページ等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報 を発令

し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。

(5)食品関連事業者からの情報提供支援システム

食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、総合ホームページから食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ（食の安全安心に関する取り組み、自主回収情報のサイトなど）へリンクするなどのシステムづくりを行います。

(6)消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供

消費者が安全で合理的な消費生活を営むために必要な情報について、ファクシミリ、インターネット、情報紙等で発信するほか、消費生活センターでのパネルやビデオの展示等により広く情報提供を行います。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	32,650件	35,000件	38,000件
メールマガジン登録者数	0人	1,000人	2,000人
食品関連情報の提供件数	213件	210件	210件
人口10万人あたりの食中毒患者数	41.2人	30人	20人

施策の方向2：食の安全に係る相談窓口の充実

**具体的な取組み**

(7)相談への的確な対応、情報共有

保健所等関係機関において、県民等からの食の安全安心に関する相談に的確に対応するとともに、複数の法令にまたがる事案については、関係機関内で情報を共有し、迅速な対応を行います。

(8)出前講座や出前相談室の実施

県政出前講座の実施や、各種イベントを活用した出前相談室を開設するなどして、消費者からの相談に対応します。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
相談窓口における相談受付件数	257件	250件	250件
県政出前講座、出前相談室実施件数	11件	15件	20件

**基本施策**：生産から消費に至る食の安全安心の確保

食を取り巻く環境の変化により、一般家庭では、加工食品、惣菜や調理済みの食品が普及し、食品が人の口に入る経路、経緯が複雑化しています。

このため、食の安全を確保し、消費者が安心できる環境づくりを進めるためには、「生産」「加工」「流通」「消費」すべての段階で適切な措置が行われる必要があります。

- 生産段階における安全安心の確保

施策の方向3：食の安全確保を最優先した生産への意識の向上

具体的な取組み

(9)生産者に対する農薬適正使用の啓発

生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。

(10)農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施

適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売業者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。

(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認

出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。

(12)生産者個々における農薬使用の記帳推進

農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。

(13)農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進

愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売業者と一体となって農薬適正使用を推進し、安全安心な農産物の生産体制の確保に努めます。

(14)生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回

生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。

(15)牛耳標 装着の農家指導

関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。

(16)原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催

原木シイタケや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。

(17)養殖衛生管理体制の推進

養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。

(18)貝毒検査の実施

貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
農薬適正使用講習会・研修会の開催回数	173回	170回	170回
農薬立入検査実施件数	339件	300件	300件
出荷前の農産物の残留農薬分析件数	298件	300件	300件
生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数	857件	850件	850件
牛耳標装着率	100%	100%	100%
養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	70.3%	70%	70%
貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合	100%	100%	100%

**施策の方向4：安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み**

**具体的な取組み**

(19)環境保全型農業 の推進

土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。

(20)有機農業 の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。

- (21) G A P （農業生産工程管理）の推進  
G A Pの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいG A Pシステムの開発に努めます。
- (22)消費者ニーズに対応した生産技術の開発  
県の研究機関において、安全、安心な農畜産物生産のための技術を開発します。
- (23)畜産関係生産者の巡回による普及指導  
畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。
- (24)死亡牛のB S E検査  
24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、B S E検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
- (25)高病原性鳥インフルエンザ対策  
生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。

#### 推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目 標 (H26年度)
エコファーマー取組面積	908ha	1,200ha	-
有機農業取組面積	365ha	570ha	-
安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数	1	4 ( 延べ )	6 ( 延べ )
畜産関係生産者巡回戸数	737( 全戸 )	全戸	全戸
高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	980羽	対象鶏全羽	対象鶏全羽

#### 施策の方向5：消費と生産との距離を縮める取組み

##### 具体的な取組み

- (26)農林水産参観デーによる推進  
農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。
- (27)ふれあい牧場、工場見学等の開催  
関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を実施します。
- (28)消費者ニーズの把握、生産への反映  
アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。



## 推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
農林水産参観デー開催回数	8回	8回	8回
ふれあい牧場等の開催回数	46回	50回	50回

## - 製造、加工、販売段階における安全安心の確保

### 施策の方向6：県内流通食品の監視指導の徹底

#### 具体的な取組み

#### (29) 計画的かつ効果的な食品関係施設への監視指導の実施

愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。

#### (30) 大規模調理施設に対する監視指導

学校給食、病院、事業所食堂等大規模調理施設に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。

#### (31) と畜場等の監視指導等

と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染防止のための監視指導を行います。特に、BSE対策については、BSEスクリーニング検査を厳正に実施するとともに、特定危険部位の除去や焼却を徹底し、県内産牛肉の安全を確保します。

#### (32) 収去検査の計画的な実施等

食品（輸入食品を含む）、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。

#### (33) 食品に関する調査研究の推進

高度化する食品の生産技術や分析技術に対応するため、国等とも連携しながら、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。

#### (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成

食品関係施設の監視指導や食品関係検査等を行う担当職員の技術等向上を図るため、担当者研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	22,977件 (監視件数)	100%	100%
食品等の収去検査による規格基準 違反率	0.66%	0.50%	0.30%

**施策の方向7：自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚****具体的な取組み****(35) 自主衛生管理の周知啓発**

講習会等により、食品営業者や食品衛生責任者へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を図ります。

**(36) 自主衛生管理に関する助言等**

製造施設におけるHACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等に関し、必要な助言等を行います。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。

**(37) 自主衛生管理推進事業の支援**

愛媛県食品衛生協会で実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。

**(38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進**

学校給食等集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に関する啓発や、調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導などを行い、自主衛生管理の促進を図ります。

**(39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰**

自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食品衛生責任者実務講習会受講率	66.4%	80%	100%

## 施策の方向 8：自主的な衛生管理手法の導入推進

### 具体的な取組み

#### (40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進

H A C C P の概念を導入した食品自主衛生管理認証制度を創設し、食品関連事業者への普及促進を図ります。また、認証を取得した事業者については、総合ホームページ等を通じて積極的に公表します。

### 推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食品自主衛生管理認証制度における認証施設数	0施設	10施設	20施設

## 施策の方向 9：食品表示の適正化の推進

### 具体的な取組み

#### (41) 食品表示の監視指導

関係法令に基づき、食品関係事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャーによる小売店舗等における表示状況のモニタリングを行い、不適正な表示を行った事業者に対する改善指導や啓発を行います。また、効率的かつ効果的な監視指導を図るため、必要に応じ関係部局合同での立入調査等を実施します。

食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、表示に関する研修会を実施するとともに、国等が実施する表示関係講習会へ職員を積極的に派遣します。

#### (42) 食品表示に関する啓発

食品表示の方法等を解説したパンフレット等を作成し、食品関連事業者等へ配布することにより、食品表示の適正化を促進します。

食品製造、販売事業者等に対し、食品表示に関する講習会を実施し、事業者自らの表示適正化への意識向上や最新の情報等について周知啓発を行います。なお、食品表示については、多くの法令が関係することから、必要に応じ、関係部局合同で講習会を実施します。

#### (43) 食品表示に関する連携

不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応するため、愛媛県食品表示監視協議会において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行い、関係機関の連携強化を図ります。

#### (44) 安心感に配慮した表示の推進

表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確

保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取り組みを支援します。

(45) 食品表示に関する相談への対応

食品表示に関する相談については、一元的に対応できる体制整備を図ります。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目 標 (H26年度)
食品表示監視実施数	28,024件	30,000件	32,000件
食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	35.8%	20.8%	-

- 消費段階における安全安心の確保

施策の方向 1.0：食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

**具体的な取り組み**

(46) 食育の推進

元気な人づくりのために、全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことを基本理念とする「愛媛県食育推進計画」に基づき、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、食育を県民運動として総合的・計画的に実施します。

(47) 地産地消の推進

「えひめ地産地消の日」や「地産地消・愛あるサポーター制度」のPR、サポーターの交流促進、地産地消フェアの実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。

(48) 食文化の普及推進

消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。

(49) 小学校等での出張食育教室の実施

関係団体等と連携し、学校教育現場での食育教室や料理教室を実施します。

(50) 栄養教諭による食に関する指導の推進

小中学校等に栄養教諭を配置し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。

### 推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
地産地消・愛あるサポーター登録数	1,850	2,000	-
えひめ食文化普及講座開催回数	57回	50回	50回
食育教室開催回数	46回	50回	50回
学校給食における地場産物の使用割合（食材数ベース）	27.1% (H19)	30%以上	-

## 施策の方向 1 1：自主回収報告制度の普及

### 具体的な取組み

#### (51) 自主回収報告制度の普及促進

食品関連事業者への自主回収報告制度の普及を図るため、講習会等により内容等の周知を行うとともに、報告にあたっての注意点等をまとめた手引きを作成し、広く配布することにより、円滑な報告を促進します。

#### (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供

食品関連事業者から報告された回収情報については、総合ホームページ等により県民へ速やかに提供するとともに、回収対象食品等が流通している他の自治体へも速やかに情報提供を行います。

### 推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
自主回収情報の提供件数	3件	6件	10件

## 施策の方向 1 2：自主回収への協力の推進

### 具体的な取組み

#### (53) 自主回収着手事業者への指導等

自主回収の円滑な実施を図るため、自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等（以下「自主回収協力事業者」という。）へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導を行います。

#### (54) 自主回収協力事業者への助言等

自主回収の円滑な実施を支援するため、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行います。また、食品関連事業者への講習会等を通じて、自主回収にあたっての関係事業者間の連携等について啓発を行います。

## 施策の方向 1.3：危害情報の申出制度の普及

### 具体的な取組み

#### (55) 危害情報申出制度 の周知

危害情報申出制度を県民へ広く周知するため、総合ホームページ等で制度の内容や申出先（窓口）をお知らせするとともに、県民を対象とした講習会等においても周知を行います。

#### (56) 危害情報への迅速な対応

県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関係施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。

申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。

### 推進指標

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
危害情報申出制度対応件数	0件	20件	20件

**基本施策**：関係者間の相互理解と協働の推進

条例では、食の安全確保は、行政、食品関連事業者、消費者がそれぞれの責任・役割のもとに取り組みを進めることが重要であり、関係者相互間の信頼と理解のもとに行わなければならないことが基本理念となっております。このため、関係者と連携・協働して、食の安全安心の確保を効果的に推進します。

施策の方向 1 4：民間組織等との協働

**具体的な取組み**

(57) 食品関係団体との連携

食の安全安心に関する施策を推進するため、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等の事業について、愛媛県食品衛生協会と連携して実施するほか、食の安全安心に関する講習会や各種イベント等の開催にあたっては、飲食関連組合等の関係団体とも連携・協働して内容の充実や手法について検討し、参加者の増加に努めるなど、食の安全安心の確保を推進します。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食品衛生推進員巡回施設数	9,000	9,500	10,000

施策の方向 1 5：消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施

**具体的な取組み**

(58) リスクコミュニケーションの推進

生産者、製造者、消費者等が一体となって積極的に意見交換等を行う食の安全・安心県民講座を県内各地で開催し、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

(59) 消費者との意見交換会の実施等

消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図ります。また、食品関連事業者が自主的に実施する施設見学会等、消費者との交流を促進する事業を支援します。

(60) リスクコミュニケーターの育成等

食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図るため、リスクコミュニケーションを支援、仲介できる人材を育成し、活用します。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	3回 278名	4回 400名	5回 500名
消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	9回 328名	9回 350名	9回 350名

施策の方向16：県民の意見の反映

**具体的な取組み**

(61) パブリックコメントの実施

愛媛県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を取り入れます。

(62) アンケート等による県民の意識の把握

食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、県民へのアンケート等を実施し、今後の施策に反映させます。

**推進指標**

指標名	指標値 (H20年度)	中間目標 (H24年度)	目標 (H26年度)
食の安全安心に関するアンケート協力者数	278名	400名	500名

\* **推進指標**の表において、目標（H26年度）欄が「 」となっている指標は、他の計画や基本方針で平成22年度までの指標が設定されているもの。  
このため、平成22年度の数値を推進計画の中間目標値と設定し、最終目標（H26年度）の数値は、他の計画による指標の設定状況を勘案した上で、推進計画の中間見直し時等に設定する。



施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承	正確で分かりやすい情報の提供	1 ホームページ等を利用した情報提供の充実	(1) 食の安全安心総合ホームページの開設 (2) メールマガジンの発行 (3) 収去検査結果等の公表 (4) 食中毒予防に関する情報発信 (5) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (6) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供
		2 食の安全に係る相談窓口の充実	(7) 相談への的確な対応、情報共有 (8) 出前講座や出前相談室の実施
	生産段階における安全安心の確保	3 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上	(9) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 (10) 農薬販売業者や使用者に対する立入検査の実施 (11) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (12) 生産者個々における農薬使用の記帳推進 (13) 農業団体や農薬販売業者と連携した農薬適正使用の推進 (14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回 (15) 牛耳標装着の農家指導 (16) 原木シイタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催 (17) 養殖衛生管理体制の推進 (18) 貝毒検査の実施
		4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み	(19) 環境保全型農業の推進 (20) 有機農業の推進 (21) G A P (農業生産工程管理) の推進 (22) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (23) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (24) 死亡牛の B S E 検査 (25) 高病原性鳥インフルエンザ対策
		5 消費と生産との距離を縮める取組み	(26) 農林水産参観デーによる推進 (27) ふれあい牧場、工場見学等の開催 (28) 消費者ニーズの把握、生産への反映
	製造・加工・販売段階における安全安心の確保	6 県内流通食品の監視指導の徹底	(29) 計画的かつ効率的な食品関係施設への監視指導の実施 (30) 大規模調理施設に対する監視指導 (31) と畜場等の監視指導等 (32) 収去検査の計画的な実施等 (33) 食品に関する調査研究の推進 (34) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成
		7 自主的な衛生管理体制の構築に向けた意識の高揚	(35) 自主衛生管理の周知啓発 (36) 自主衛生管理に関する助言等 (37) 自主衛生管理推進事業の支援 (38) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 (39) 自主衛生管理等推進事業者の表彰
		8 自主的な衛生管理手法の導入推進	(40) 食品自主衛生管理認証制度の創設、普及促進
		9 食品表示の適正化の推進	(41) 食品表示の監視指導 (42) 食品表示に関する啓発 (43) 食品表示に関する連携 (44) 安心感に配慮した表示の推進 (45) 食品表示に関する相談への対応
	消費段階における安全安心の確保	10 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(46) 食育の推進 (47) 地産地消の推進 (48) 食文化の普及推進 (49) 小学校等での出張食育教室の実施 (50) 栄養教諭による食に関する指導の推進
		11 自主回収報告制度の普及	(51) 自主回収報告制度の普及促進 (52) 自主回収報告内容の迅速な情報提供
		12 自主回収への協力の推進	(53) 自主回収着手事業者への指導等 (54) 自主回収協力事業者への助言等
		13 危害情報の申出制度の普及	(55) 危害情報申出制度の周知 (56) 危害情報への迅速な対応
	関係者間の相互理解と協働の推進	14 民間組織等との協働	(57) 食品関係団体との連携
		15 消費者・食品関連事業者との情報・意見交換の実施	(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) 消費者との意見交換会の実施等 (60) リスクコミュニケーターの育成等
		16 県民の意見の反映	(61) パブリックコメントの実施 (62) アンケート等による県民の意識の把握

# 資料編

(省略)

資料1

用語解説 25～31ページ

資料2

愛媛県食の安全安心推進条例 32～39ページ

資料3

えひめ食の安全・安心推進本部設置要綱 40～41ページ